

〔7番 森要 登壇〕

○7番（森要）

議長のお許しいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は大きく4つございますが、まず1点目、ごみ焼却施設整備に係る基本方針についてを伺います。1つ目、予算計上の背景は。2つ目は、ごみ処理施設整備について。3つ目は、今後の整備基本方針はということ伺います。今回の補正予算のじん芥処理費の中で、ごみ焼却施設整備に係る基本方針について、さらなる具体的な検討を行うために委託料810万円が計上されました。この予算計上の背景等について、次の3点を伺います。

1、予算計上の背景は。前回の調査はいつ行われ、どのような内容であったのか。また、今回さらなる具体的な検討を行うために委託料が計上されていますが、その必要性・背景を伺います。また、成果品が出てきた後の取組や今後のスケジュール案についても伺います。

2番目、ごみ処理施設整備について。信包地内のクリーンセンターの建設当初は、この地で更新していくようになっていました。その後、次期の更新については高山市も含め広域にて整備することで、地元に対してお断りをしたと聞いておりますが、実際のところよく分かりません。このようになった理由や経緯を伺います。

3点目、今後の整備基本方針は。今回の委託料の計上については必要であると認識していますが、その前にまずはどのように整備をしていくのかを示す基本方針が必要と考えます。例えば、第1段階は飛騨市内で建設する適地を選定する。これが駄目な場合は第2段階として再度広域整備を働きかける。それでも無理な場合は、第3段階として他の委託先を探し検討することなどが考えられます。今後の整備基本方針を示していただきたいと考えます。市の見解を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

ごみの焼却施設の整備の基本方針につきましてのお尋ねでございます。3点ございますが、まとめて私からお答えをいたしたいと。まず2点目の御質問に当たりますけれども、現施設である飛騨市クリーンセンターを建設するまでの経緯につきましておさらいをしておきたいと思っております。

現在の施設が建設・稼働するまで、古川町谷地内に旧南吉城クリーンセンターが運用されておりました。議員先ほど信包地内とおっしゃいましたけれども、正確な所在は谷地内です。この旧施設は、平成元年4月に稼働したものでございまして、当時の処理対象区域は旧吉城郡のうち南吉城地区の古川町、河合村、宮川村、国府町の4町村でありました。市に保管されている記録をひもといてみましたところ、旧施設の建設に際した地元協議において、次期施設も同計画地で更新する予定であるとされておりました。これが先ほどおっしゃったことですね。それでさらに稼働に先立って、下野区は昭和62年9月に、谷区と袈裟丸区は昭和62年10月に同意がなされまして、その同意がさらに平成11年12月に新たに、これら地元区との間で協定書が締結されたということでございます。

この新たな協定書の内容なんですけれども、当時の岐阜県による広域化計画というものがござ

いまして、これに基づいて飛騨地域の広域ごみ焼却施設を整備する方針というのが当時あったものですから、それまでの間、暫定的に北古城地区、これは神岡町と上宝村のごみを受け入れることとしたものでございまして、平成22年度末を稼働期限として、あわせて同用地には当該広域ごみ焼却施設を建設しないということが盛り込まれたということであります。その後、平成16年2月に飛騨市が合併したわけですが、合併から2年半後の平成18年7月に、飛騨地域3市1村の首長及び飛騨振興局長による飛騨圏域廃棄物問題検討会というのが開催されまして、飛騨地域全体での広域ごみ焼却施設は建設せず、各市村で個別に対応する方針というふうに変更されました。船坂市長時代のことになります。これを受けて、本市においても検討を重ねた結果、市単独で施設を建設することになったということであります。

しかし、施設の調査設計及び工事に長い期間を要するために、協定期限であった平成22年度末までに新施設を建設するということが不可能になりましたので、地元地区の皆様の御理解をいただいて、平成21年3月に南古城クリーンセンターの稼働期限を平成24年度末まで2年間延長する変更協定書が締結されたということであります。この辺りになると井上市長時代のことになります。

そして、新たな施設である飛騨市クリーンセンター、これが現の施設ですが、これが南古城クリーンセンターの隣接地に建設されて、平成25年4月より稼働しておるということであります。この際、稼働に先立って下野区とは平成21年10月、谷区とは平成21年12月に新たな協定書が締結されております。

この協定の内容なんですが、ここに新施設の稼働期限を令和14年度末とし、稼働期間終了後には同場所で新たな施設を建設しない旨が明記されておるということであります。したがって、現時点において、地元との協定に基づいて令和14年度末をもって、この場所での焼却施設の稼働を終了しなければならない状態にあるということであります。これらの経緯とか協定の内容、そして住民の皆様への影響を総合的に考慮いたしますと、現在の場所での長期間にわたる稼働延長や市単独での新たな焼却施設の建設は極めて困難な状況にあると認識をいたしております。

そうしたことを踏まえた上で、1点目の予算計上の背景についてお答えを申し上げたいと思います。今回の補正予算におきましては、ごみ焼却施設整備に係る基本方針のさらなる具体的な検討を進めるためにじん芥処理費として810万円の委託料を計上いたしております。その前提として、稼働開始から10年目にあたる令和4年度、4年前であります。将来のごみ処理体制に関する検討というのを実施いたしました。その結果を改めてここで御説明申し上げたいと思います。

まずごみの処理量ですけども、減少傾向にある一方で、施設の老朽化に伴う修繕費などの維持管理費用が増大しておりまして、非効率な施設運営となっているということがこの際確認をされました。将来的な推計をいたしましたところ、供用開始時に年間約6,000トンであった処理量が、20年後の令和15年度には約4,500トンまで減少するというふうに見込まれております。これに基づいて必要な処理能力を算出いたしますと、現施設の1日25トンから1日20トンに減少するというふうに見込まれております。これを踏まえて、この検討におきましては他自治体の事例や国の動向などを調査し、大きく分けてこれから申し上げる4つの方向性を比較検討いたしました。なお、費用を申し上げますが、この概算費用は令和15年度から令和24年度までの10年間に必要とされる総額ということですので、そのようにお聞きをいただきたいと思います。

まず、1つ目の方向性。市単独で新設をするというケースです。現施設を廃止し新たに施設を整備する場合で、整備費が約61億円、運営費が約46億円で、総事業費は約107億円であります。このうち、一般財源負担見込額は約77億円で、非常に高額な費用が必要となるということが分かっております。さらに、市内のどこに建設するのかという非常に大きな課題が伴うというわけであります。

2番目の方向性。長寿命化による対応ということです。飛騨市クリーンセンターを長寿命化して、期限を延長して使用するという選択肢でございまして、その際にも整備費がかかります。整備費が約35億円、運営費が約47億円で、総事業費は約82億円。このうち一般財源負担見込み額は約64億円であります。新設よりは費用が抑えられますけれども、先ほど申し上げました地元との協定が存在いたしますので、実現が非常に難しいという根本的な課題がございます。また、長寿命化ですから、いずれ新たな寿命が来ますので、その際に改めて更新を考えなければいけないという課題はそのまま残るということになります。

3つ目の方向性。他自治体との広域処理です。他の自治体と共同で処理を行う場合、整備費は約17億円、運営費が約46億円で、総事業費は63億円。このうち一般財源負担見込額は約54億円で、これは効率的な処理が可能となります。この際、ほかの自治体っていうのがどこかという話になるわけですが、どこの自治体と広域処理をできるのかということが最大の課題になるわけでありまして、最も近いお隣の高山市は新施設を整備したばかりでございまして、現時点において飛騨市のごみを受入れる容量がございませんので、高山市との広域処理は困難であるということでありまして。

また、下呂市はどうかということですが、下呂市は既存施設が平成31年3月、令和元年になる直前に竣工しておりまして、飛騨市と同じく次期施設の整備方針の検討が必要な時期に来ているというふうに考えられますけれども、両市とも人口規模が小さいために、下呂市と飛騨市のごみ量を合わせても、国の指針にあるような1日100トン以上という施設を整備することは困難な状況であります。

となりますと、次に考えられるのが隣接する富山との広域処理ということになりますが、これは県外ということもあり、今可能な範囲で情報収集をしている段階にございますけれども、施設までの運搬処理が延びることによって利便性が低下をいたします。また、災害等のリスクもありまして、これが事業化できるかどうかというのは不透明な状況にあるというふうに認識をいたしております。また、富山へ運搬する場合、運搬距離の延長による課題を解決するための対策として、市内にごみの中継施設を整備する必要があるとございます。ごみの収集車が1回1回往復するわけにはいきませんので、中継施設の整備が必要になるということですが、先ほど申し上げた概算見込額には、その標準的な整備費用は入っております。入っておりますが、中継施設をどこにするのかということが次の課題になるということになります。

4つ目の方向性。民間事業者への処理委託です。市外の民間事業者に処理を委託する場合、整備費が約17億円、運営費が約44億円で、総事業費は約61億円。このうち一般財源負担見込額は約53億円という数字になります。近隣では富山市内に可能な事業者が存在をいたしますけれども、こちらも広域処理と同様に運搬距離の増加に伴う課題があるほか、民間特有の倒産リスクという懸念事項も存在するということが課題となります。

こうしたことが令和4年の調査によって分かっておりまして、それを踏まえて今回調査委託をするということになるわけですが、令和4年とここまでの間、一番大きな変化は物価の高騰でございまして、物価が急激に高騰するなどの社会情勢の変化があったということで、より現実的な視点から本市にとっての最適なごみ処理の在り方を改めて検討して、具体的な方策を導き出すことを今回の目的といたしております。協定期限である令和14年度末から逆算いたしますと、高山市の事例、高山市も基本設計や環境アセスメントに2年、工事に4年という時期を要したことを考えますとぎりぎりのタイミングになっておりまして、早期に方針を決定する必要があると判断いたしましたので、この6月補正予算にて調査委託料を計上させていただいたということでございます。

今回の調査委託におきましては、最新の物価変動や過去5年間のデータに基づく精緻な費用算出、ここが一番肝心なところになります。そして、中継施設ということにつきまして、中継施設の整備計画や建設期間中の処理方法など、事業実施に向けた具体化と課題解決を詳細に検討することが今回の目的でございます。なお、委託調査の成果品につきましては、来年3月頃に提出される予定というふうになっております。

最後に、3点目の今後の整備方針につきまして、現時点の考えをお答え申し上げたいと思います。議員からは、まず市内で適地を探して困難な場合に広域連携、さらに無理な場合は民間委託というふうにおっしゃっていただいたわけですが、これは検討を進める上で非常に重要な視点であるというふうに考えております。ただ、それと同時に重要なことは、しっかりとした財政負担の見通しを立てるということでございます。国におきましても、ごみ処理の考え方は時代とともに大きく変化をいたしておりまして、1990年代、平成の最初はダイオキシン問題なんかがありまして、大規模化というのが大きな方向性でした。2000年代になりますと、循環型社会形成に向けた集約化という流れになりまして、現在2020年代はカーボンニュートラルを見据えて、複数市町村による処理施設の集約化が強く国から促されておるということでございます。全国の地方自治体においても、近隣市町村で共同して処理施設の統合・長寿命化を進める動きが本格化をいたしております。これはさらに人口減少が進む中で、ごみ処理施設単独での新設や更新を図ることは、将来の市民に多大な負担を強いることになりかねないという考え方に基づくものであるというように理解をいたしております。

こうした流れも踏まえつつ、国の補助金の積極的な活用も含め、財政負担の軽減を最優先として、将来的なコストを最小限に抑えることを基本に、客観的なデータに基づいて多角的な視点から現実的な検討を行って、飛騨市ごみ焼却施設整備に係る基本方針を取りまとめて、次のステップに進んでまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、市民の皆さんに御理解をいただける最も効率かつ経済的なごみ処理体制を確立できるように、具体的な方策を定めてまいりたいと考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○7番（森要）

よく分かりました。ありがとうございました。ちょっと聞き漏らしましたので、まずその確認をさせてください。谷では平成元年にできて、それが今度は平成11年12月に新たな協定書を作成して、これも上宝村とかを広域化っていうことで入れたと。そこに平成何年までということで、

このときに地元とは終わったということでしょうか。その辺をもう一度教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そうです。平成11年の新たな協定書の締結の際に、平成22年度末を稼動期限にして、あわせて同用地には当該広域ごみ焼却施設を建設しないことが盛り込まれたということであります。

○7番（森要）

なぜそこで建設をしないっていうふうに盛り込んだのかということはお分かりでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

その経過はよく分かりませんが、少なくとも明文で協定書が残っておりますので、今ある我々としてはそれに基づいて政策を進めなければいけないということになります。

○7番（森要）（黒塗り部分は翌日に発言取消の申出の議決あり）

ここが非常に不明なところでございます。せっかく広域化で県からもやれということで進めて、それをやっぱりそうだなということで一緒になって進めて行って、それを実際にやるようになってまだ受入れできるかどうか分からないところに、終わりますっていうことを協定書に出すってこと自体が非常に大きな問題であったんじゃないかなと思います。

平成元年度にできたときも、初めは高山市へお願いをしに行ったことがあります。

そのときの町長も高山市へ何とか一緒にやってもらえないかっていうお願いへ行ったいきさつがあります。それがやっぱりだめで、最終的には高野地区にあったごみ焼却場が、地元の約束であと1年でやらなければならないってことで、それまでに何回も用地交渉とかいろいろな説明会とかへ行ってきたけど最終的に駄目だったっていうことがありました。

あと1年というところで、もうやむを得ないなというところで、最後に当たったのが谷地区にあるところであって、発想を変えたわけですね。あそこの余熱を利用してやりましょう、あそこに来たことによって新たな価値観を生み出しましょうというようなことで、将来大変だからそこに用地を確保して、露天風呂があったほうに次のときはやるとか、そういうふうに地元で約束してきた経過があったわけです。だから、広域化で国も県も進めるということでやっていて、まだはっきり決まってないのに協定書を結んでしまったっていう、その辺はよく分からないということでもございましたけれども、私は非常に大きな問題だったなと思います。

合併をされて、井上市長になってからまた地元へお願いして、何とか平成24年度末までということで、継続で地元とやったということでもございますけれども、私は今言われた協定書の中の、1番に地元で造る方法、2番に長寿命化、3番と言われましたことはよく理解できます。これを今言われた物価高騰とか、それから具体的にもうちょっと進めるということで、大事なことでぜひやっていただきたいと思っています。

もう1つは、話を聞いていくと地元でやるのは非常に難しいからもう諦めてというような感じに捉えていますけれども、私は探せばどこかにはあると思っているんです。財政的にも一般財源77億円と言いますが、やはりこれは起債が受けられるはずなので、もっと安くはなるので

はないかなって気がいたします。確かにごみの量が減ってきて、そんなに大きなものは国も補助金をくれるかどうかという問題があります。しかし、地元でまず探すべきだと思っています。

そして長寿命化についても、地元をお願いして事情が変わって、広域化というのがなかなかできなくて、そんなことでぜひお願いしたいということをもたまたまお願いすることも可能なので、やはり再度これも挑戦すべきかなっていうことを思っているんで、この方向性として期間がもう既にある、令和12年度末までということで環境アセスメントとか設計とかなると、もうあとがないということなので、それを踏まえて質問しますが、やはりもう一度地元で造る方法、その次は、もう1回造るときに何で高山市に広域できるようにお願いできなかったのかっていう、そこも非常に悔やまれるところなんですけれども、高山市もごみ焼却場を造るときにいろいろなところで断られて今のところになったんですけど、そのときも広域化で何とか頼むっていうチャンスがあったのではないかなと思いますけれども、高山市は更新時期から考えて無理なので下呂市との更新になるかもしれませんけれども、そういった方向で、あと1年ほどしかないかもしれませんが、地元でできる方法を探していくのがいいのではないかなという気がするのですが、どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

おっしゃることはよく分かるんですが、一番の問題は人口減少で量が減っていて、非効率になってるということが一番の問題なんです。しかも平成の最初、まさしく議員が関わっておられた頃はまだ人口がある程度増えて、ごみの焼却量が維持できる時代、あるいは増えていく時代でしたから、いろいろな絵が描けたかもしれませんが、今はどんどん減っていく。しかも、止まらず減っていくわけですから、新しいものを建てれば必ず非効率になっていくというのは目に見えているわけです。なので、理念的には分かるんだけど、それは必ずしも現実的ではないっていうのが1点。

あと費用の問題なんですけれども、当然補助金はありますが、自己負担がかなり大きいので借金をしなければいけません。起債を打たないといけないんですね。これも一般廃棄物処理事業債みたいなものがあるんですが、交付税算入率とか充当率が非常によくないので、恐らくこれをやろうと思うと過疎債を使わないといけない。過疎債を使った年というのはほかの起債がないので、公共事業とか建設事業をその年は少し落とさないといけないということも出てまいります。そうしたこともありますので、過疎債っていうのは枠がありますから、そうしたことを自前処理にこだわるがために、そこに過度な負担をかければ別の問題を誘発するということもありますから、やはりそういうことも踏まえ合わせて慎重に検討しなければいけないのではないかとことであります。これが先ほど申し上げた多角的な検討ということでありますので、そういったことをいろいろな立場から、いろいろな角度から検討して、最も将来に負担を残さないということを考えないといけないと思います。

また、このために今清掃施設、そうじゃなくても基金が割り振ってるんですけど、ここがもう一番苦しいって話は前も申し上げました。こういうこともあるので基金使うわけにいかないっていうことは、そういうこともあるわけでありまして。なので、そういうことも含めて多角的な検討

をしていくということでもあります。

○7番（森要）

言われることはよく分かります。非効率ということもありますけれども、今は科学技術も非常に発達しておりまして、小さい量に応じた機械もできてくると思っておりますし、起債についてもやっぱり今までもどこかでやってきたときは必ずそういうことがあったので、やはり大事なこういうものを造るんですから、自分たちのごみは自分たちで処理するんだという考え方が必要だと私は思っています。

下呂市との広域化も検討すべきだと思いますので、もう一度地元でできるかどうかの検証、そして次は下呂市との広域の検証、そしてそういったことに対して、やっぱりこれはなかなか難しいなということになってから他市との順番になるんだなと思っていますので、それをこの1～2年で考えていくということはいかなうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今回改めて検討しますが、ただ、先ほど申し上げたように下呂市は令和元年に稼働ですから期間もまだ短いわけでありまして、両方とも人口が非常に大きく減少してる自治体だということですから、小さい自治体と小さい自治体を合わせても人口が減っていくことは間違いないわけでありまして、そこら辺は大きな課題になるだろうなということもありますし、高山市を跨いでごみが行き来するということもありますので、これを果たしてどう考えるのかということもあると思います。これはもちろん選択肢としてはあるのですが、有力な選択肢にはなりがたいのではないかという印象は持っておりますけれども、いずれにしてもその辺りも含めてしっかりと検討したい。ただ、大事なことは繰り返し申し上げますが、とにかく非効率にならないようにするという、それからお金がかからないようにするという、ここですから、自前処理だという理念で進めるということだけでは必ずしもないので、それが原則であることは間違いありませんが、客観的にいろいろな方法を多角的に考えるということになります。

○7番（森要）

よく分かります。理念でということですが分かりますけれども、1つ参考に申し上げますと、富山県のほうでやったときの中継所も当然必要ですね。前回検討したときに、他市でやると非常に余計にお金がかかったわけなんです。飛騨市で造った場合はこのぐらいかかり、富山に委託した場合はこのぐらいかかるっていうのが出て、もう向こうへやったほうが有利なんだということが出ておりました。

しかし、私はおかしいなと思って、担当者のところへ行ったらその積算根拠を見せていただきました。その積算根拠に抜けてるところがたくさんあったんです。今言ったように中継所、そこから運搬するときの運搬車のこと、中継所に置いておくだけでは駄目なんだと。例えば災害があつて通れなくなったときにどうするんだと。そのときの処理はとて臭いが出ますから、その臭いに対処する装置を造らなければならない。そういったことを踏まえていっていると、はるかに高くなったんです。あくまでも考えていくときにはそういったことも考えていく必要があつて、私は否定するわけではなくて、やっぱり効率化っていうのも大事だし、理念だけ言っているのでは

なくて、自分たちのごみは自分たちでっていうのは原則なんですけど、それができない場合には広域化でやるべきっていうのも当然よく理解できます。

理解できた中で、高山市とのやつが何で今までそれができなかったのか。あるいは高山市が造るときにそれができなかったのか。初めから他のところへ持って行くっていう考えがあったんじゃないかという気がしているわけです。だから、お金がこっちのほうが安くつくっていうことではなくて、その当時、他市へやると非常に高くつくっていうのがあったんです。ですからもう一度その辺をよく調査していただきまして、よく検討していただきたいと思います。単独のことはどうなのか、下呂市とはどうなのか、そして富山県とかあっちのほうについてはどうなのか、もう一度調査結果をしっかりと見て調べていただきたいと思います。スケジュールが出てきたときに、私たちに対する説明とかはあるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

もちろん方針を決めていくわけですから、方針を決めてこういうことにするということであれば議会も含めて皆さんに説明しなければいけないことは当然だろうと思います。

ただ、今おっしゃいましたけども、いつの調査の話をしておられるのか分かりませんが、令和4年の調査の話をしておられるのではないのではないかなと思うんですが、昔の話を持ち出されても困惑するだけです。あくまでも今ちゃんとそこの中継のいろいろな費用も含めて数字を出してるわけですし、それを精緻にしていこうということですので、そこは御理解いただきたいと思います。

○7番（森要）

私が言っているのは、最初の富山県へ持っていくというときの比較表です。それを申し上げておきます。ぜひよく検討していただきたいと思います。

次の質問に入ります。杉崎土地改良事業の推進についてを伺います。1点目、特殊農業機械のリース制度の創設について。2番目、整備計画の上・下流の水路の取付工事について伺いたいと思います。本年6月2日に、産業常任委員会で県営経営体育成基盤整備事業として、令和6年度から工事を着工してきた杉崎地区の土地改良の現場を管内視察してきました。その際、地元推進協議会の会長より事業を実施するに至った経過、過去の土地改良の経緯、今回の整備事業の概要及び工事完了後の営農計画等を伺いました。また、令和8年度事業の進捗に際し、新たに発生した問題点・課題も伺ってきました。そこで、次の2点について伺います。

1つ目、特殊農業機械のリース制度の創設について。整備計画を実施するにあたり、地元の推進協議会では考えられる課題を整理して事業計画を立て、工事の実施においては工事と並行してその課題を整備してきたことを伺いました。しかし、それでも工事進捗の中で、新たに様々な問題が出てきました。このような事例はよくあることと思います。令和6年度、令和7年度の工事完了後、一部耕作を始めてこられましたが、耕土の整地がうまくいかず、今年度は玄の子にある整地の特殊機械を借上げして整地したい考えを述べられました。補助対象外となる耕作する上での整地においては、区画が安定するまで少なくとも3年をめどに整地していかなければなりません。その特殊機械の貸出しが制度上できるかどうかを伺います。もし、それに問題がある場合は、

杉崎地区の整備も令和11年頃までかかり、その後、袈裟丸地区の整備をするため、使う頻度はあるので、飛騨市で機械を購入し、特殊機械リース制度の創設が考えられます。市の見解を伺います。

2つ目、整備計画の上・下流の水路の取付工事について。土地改良事業を実施するに至った理由の一つに、用水路、排水路、暗渠等の老朽化が進み、全面的な改良が不可欠となっていることがあげられました。今回の事業において、用水路、排水路等改良されて見違えるようになっていきます。今後、整備する地区の上・下流への水路の取付改良工事が必然的に必要となります。特に、線路側の上流側の取付水路は、老朽化して水が漏れている状況です。接続部の取付工事は土地改良事業ではできないと聞いていますが、何らかの方法により整備する必要があると考えます。市はどのように対応されるのかを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 洞口廣之 登壇〕

□農林部長（洞口廣之）

杉崎の土地改良事業に関する御質問いただきました。

まず、1点目の特殊農業機械のリース制度の創設についてお答えをいたします。土地改良事業完了後の農地において、地盤が安定せず耕作に不具合が生じるという課題につきましては、市としても承知しております。改良効果が十分に発揮され、農地が完全に安定するまでには一定の期間を要するのが実情でございます。

議員御質問の特殊農業機械につきましては、いわゆるレーザーレベラーを指しているものと認識しておりますが、本件に関しましては、以前、玄の子地区の土地改良において同様の整地課題がある一方、機械が高額で農家が単独で導入することが難しいと考えられたことから、市が購入し、農家に貸し出す方法を検討したことがございます。しかし、当該機械は操作に高出力のトラクターが必要となる点、何より作業適期が限られ、需要が集中するため、利用できる人が限られてしまうという課題があり、市が直接機械を購入し、リース制度を創設することは困難であるとの結論に至っております。

一方、当該レーザーレベラーを保有している市内の農業者に確認をいたしましたところ、機械のリースについては対応が難しいものの、受託作業については相談可能であるとのことでした。これを受けまして、均平化の作業受託に対する支援として、現在、大区画圃場整備事業交付金により、10アール当たり1万円の助成を行っております。

今後の対応といたしましては、土地改良後の農地が安定するまでの期間、こうした交付金や農地集積協力金、多面的機能支払交付金など、既存の国の支援策の有効な活用を促し、計画的に作業を進めていただけるよう、引き続き支援をまいります。

次に、2点目の整備計画の上・下流の水路の取付工事についてお答えをいたします。特に線路側の上流部でございます水路につきましては、議員御指摘のとおり、現状では老朽化が進み漏水が発生していることを確認いたしております。本件につきましては、県営経営体育成基盤整備事業の対象地区外となりますことから、県とも協議を重ねてまいりましたが、残念ながら同事業での対応は難しいという判断に至りました。

したがいまして、本箇所につきましては当該土地改良事業の効果を最大限に発揮するためにも、市が責任を持って対応する必要があると認識しているところであり、先日、地元推進協議会、県、そして本市の3者で現地立会を行い、改めて現状を確認してきたところでございます。今後は、どのような修繕方法が最適であるか、どの時期に施工を行うのが最も効率的かなど、地元協議会の皆様とも十分に相談を重ねながら、具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

〔農林部長 洞口廣之 着席〕

○7番（森要）

2点目の、上・下流の水路の取付工事の件につきましてお答えいただきまして、土地改良では無理けれども市のほうで対応したいということで、非常にありがたいと思います。こういったことが出てくると思いますので、ぜひ前向きにやっていただきたいと思います。

1番目のリースのレーザーレベラーについてですけれども、これは受託支援ということで、例えばこれを頼むと、これを使っている玄の子の所有者が来ると非常に高額になってしまって、それを今の言われた支援金だけではとてもとてもできない。例えば受託すると幾らって作業単価が決まっているからものすごくお金がかかってしまって、1反当たり幾らというだけでは、通常管理する上ではいいんですけれども、それでは支援がいかないと思っています。ですから、そういうアタッチメントできるようなトラクターを持っている業者もいると思うんですけど、そこへリースとして貸していただくという、リース支援というのがいいんじゃないかと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

まずリースでございます。このレーザーレベラーを使うために必要なトラクターってのが、やはり本当に高出力のもの、具体には100馬力くらいのトラクターが必要になり、これくらいの大型の農機になりますと、使用するにも大型特殊免許が要るというようなことがあったり、トラクター単体でも優に1,000万円を超えています。レーザーレベラー自体も700万円とか非常に高額な機械なわけです。こういったものをオペレーター抜きでリースをするということは、所有する農家にとっては非常なリスクがあるということで、そこはちょっと考えにくいということをおっしゃっておられました。

もう1点のほうですが、これを受託した際に市の交付金では足りないという御指摘、そのとおりかと思います。この交付金では、恐らく受託に係る作業の25%程度ぐらいしか補填できないのではないかと考えておりますが、そこで先ほど申し上げましたように、この農地を集積するにあたって、この協議会には農地集積協力金という、何でも使えるって言ったら語弊がありますが、そういった交付金でかなり高額なものが杉崎地区にも入ってまいります。また、従来からあの地区でやっていただいている多面的機能支払交付金、こういったものも均平化ということの名指しした直接のメニューにはありませんけれど、例えば耕作に支障となる礫の除去とか、畦畔の付け直しとか、こういったことには充当できるということで、従来からあるこうした交付金の制度を十分に有効に活用していただければ、この3年程度の間に農地を使いやすく変えるということ是对応いただけるのではないかとということで、この点についても協議会ともお話をし、今後も進め

てまいりたいと考えているところでございます。

○7番（森要）

私もその辺は大事だなと感じているんですけど、そういったものを使えるとしても、大型の1,000万円ほどするものは玄の子地区以外のところで持っているところはあるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

今こういった自動で蛇行できるような大型機械を持っている農家さんは、ほかにもおられます。ただ、レーザーレベラーを持っていらっしゃる農家さんっていうのは、やっぱりほかにも市内にはおられないという認識をしております。

○7番（森要）

大きな機械を持っているのは2～3件あって、レーザーレベラーはない。だからそのレーザーレベラーを市で買って、それを業者の方に貸して、土地改良の工事関係者の方はオペレーターでできる人は十分できるので、そこの建設業者の方々に貸して整地をすればかなり安くできるのではないかとということで、700万円ほどするわけですけど、これは今後杉崎地区についても3年以上かかりますし、袈裟丸地区もかかります。難しいかもしれないけど、その後もまたほかで出てくる可能性もあるので、私は買ってでもやっていくべきではないかという気もするんですが、杉崎地区の農家さんが非常に負担になるので、何とかそういったことをして、多面的機能支払交付金とかいろいろなものはまたそっちのほうで使えますので、やっぱりこれは大きな問題だなと思います。ぜひまた検討していただきたいなと思っておりますが、どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

初めの答弁にもありましたように、やはり作業適期っていうのはやっぱり限られます。そういったときに、こういった大規模な区画をやり直した地域だけではなくて、湛水土壤中直播も一生懸命進めておりますが、こういった際には水田を均平化するという作業は本当に重要になってまいります。ですから、いろいろな場面でこういった機械が必要になるということが想定されるわけです。ですから、需要が集中するんですね。そうすると、それをどこに、誰がこういった優先順位で借りていくんだという問題もまた出てくるかと思えます。また、こういった機械の保管ですとか、付け替えのときは誰がやるんだとか、そういったいろいろな問題がありますから、様々な面を検討して今後につなげてまいりたいと考えております。

○7番（森要）

ぜひ検討していただきたいと思います。実際持っているところは、自分がやるときはもうそれで終わってしまうんですが、整地する人たちは一緒になるってことはまずないと思うんですよね。耕作してないんですから。そういったことを踏まえて、できるかどうかを考えながら検討していただきたいなと思っております。それでは次の質問に入ります。

◎議長（澤史朗）

書記、時計を止めてください。

間もなく正午となります。まだ森議員の質問途中でございますけれども、続きは休憩後にお願いしたいと思います。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時59分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

○7番（森要）

それでは、引き続き3番目の質問をさせていただきます。飛騨河合飛騨牛繁殖センターの運営について伺います。1つ目、当センターの指定管理者に至った経緯は。2つ目、万波牧場の牧草管理についての2点を伺いたいと思います。飛騨河合飛騨牛繁殖センターは、株式会社永吉が指定管理者として運営しています。堆肥の肥料化、衛生環境の取組をされ、快適な環境の中で飛騨牛の繁殖をされています。また、指定管理者の条件として、万波牧場の牧草管理をされていることを伺いました。そこで次の2点を伺います。

1、当センターの指定管理者に至った経緯は。この施設の整備から、現在の経営者に至る経緯を伺います。

2、万波牧場の牧草管理について。万波牧場の整備について、万波大根や放牧を思い浮かべますが、現在は牧草の採草をしていると聞いております。これまでの牧草管理に至った経緯を伺います。また、この万波牧場の所有は飛騨市と思われますが、現在の指定管理者を含めて他の耕作者に譲渡することができないのか。できないとなればその理由を伺います。また、牧草を刈り取るのに大型の機械が指定管理物品としてあると聞いていますが、老朽化しております。この機械の更新はどのように考えているのか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 洞口廣之 登壇〕

□農林部長（洞口廣之）

飛騨河合飛騨牛繁殖センターの指定管理に至った経緯についてお答えいたします。当センターは平成18年度から平成21年度にかけて、畜産担い手育成総合整備事業により総事業費約3億6,000万円を投じて整備した施設です。整備の目的は、「地域内での安定した素牛生産」と「飛騨市生まれ、飛騨市育ちの飛騨牛」の生産を推進し、地域の畜産基盤を強化することにあります。

当時は、飛騨牛の安定供給に向けて子牛生産基盤の強化が喫緊の課題となっておりましたが、このような大規模な畜産施設への投資は、民間事業者にとって極めてリスクが高く、民間単独で整備・運営することは容易ではなかったことから、市が施設を整備し、地域の畜産振興を支える

役割を担うこととしたものであります。一方で、大規模な牛の飼養には高度な専門知識と技術、さらには日々の飼養管理のノウハウが不可欠であることから、市が直接運営するのではなく、専門性を有する事業者による管理運営が適当であると判断し、センター開設当初から非公募による指定管理者制度を導入いたしました。その結果、初代の指定管理者には、市内の畜産関係団体、法人及び農家で構成される農事組合法人飛騨かわい牧場を選定し、平成21年度から令和5年度までの15年間にわたり、センターの管理運営を担っていただきましたが、子牛価格の低迷や構成団体の脱退などにより経営環境が大きく変化し、管理運営の継続が困難となったことから、指定管理を辞退されるに至りました。このことを受け、市ではセンターが担うべき役割を維持・発展させるため、「地元産粗飼料の積極的な活用」、「県内子牛市場への積極的な出荷」、「研修施設としての機能の充実」の3項目を条件として、令和5年度に改めて指定管理者を公募したところ

です。

その結果、現在の指定管理者である株式会社永吉を選定し、現在3年目の管理運営を担っていただいております。同社には、地元産粗飼料の積極的な活用をはじめ、次世代の畜産人材育成に向けた学生の受入れなど、センターに求められる役割を着実に果たしていただいております。今後も、市と指定管理者が連携しながら、地域の畜産振興と担い手育成の拠点として、その機能が十分に発揮されるよう適切な管理運営に努めてまいります。

続いて、2点目の万波牧場の牧草管理についてお答えいたします。万波牧場は、旧宮川村時代の昭和52年に県営農地開発事業により、大根など高冷地野菜の生産拠点として大規模に整備された農地ですが、交通アクセスの悪さや市場までの輸送コスト、労働負担などから採算性の確保が困難となり、野菜栽培を断念された経緯があります。その後、市が平成18年に当該農地を取得し、畜産担い手育成総合整備事業の一環として中山間地域の農地を有効活用するため、採草放牧地へ転換し、地元で安全・安心な牧草を生産する体制を構築し、現在まで維持しているものです。当万波牧場は、飛騨河合飛騨牛繁殖センターと一体となって運営される重要な採草拠点であり、飛騨牛の飼養に必要な地元産粗飼料を安定的に供給するためにも、現在の指定管理者による管理運営が最も適切であると判断しており、現時点で譲渡する予定はございません。

また、万波牧場で使用しているモアコンディショナー、トラクター、ダンプなどの採草機械については、前指定管理者の時代に導入されたものであり、約20年が経過し老朽化が進んでいることは認識していますが、現在も使用に支障がない状態にあることから、早急な対応は不要であると考えております。今後、国・県の補助制度の活用も図りながら、適切な時期の更新について検討してまいります。

〔農林部長 洞口廣之 着席〕

○7番（森要）

ただいま万波牧場の指定管理に至った経緯、それから牧草管理の機械のことを答弁していただきました。経緯につきまして、非常によく分かりました。地元産の粗飼料の生産ということで、あんなに遠いところまで一緒に行って牧草を採草しているということ、それから牛の衛生管理が非常にいいところで驚きましたけども、非常に安定的な経営をされているっていうことを実感してありがたく思います。

土地については大事なものだということで売る気はないし、このまま続けていきたいというこ

とを伺っております。機械が今20年経って、いつ壊れても不思議ではないということで、今のところはいいけれども準備だけはしておく必要がありますので、適当な補助制度があったりした場合にはぜひとも更新をしてもらいたいというふうに考えておりますので、検討のほどよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。広葉樹のまちづくりについてを伺います。2つあります。1つ目、観光コンテンツ化するための施策について。2つ目、国の採択事業の概要と見込みについてを伺います。今回の補正予算において、国の補助事業採択を見込み、広葉樹のまちづくりという独自の社会システムを観光コンテンツ化するための所要額650万円が計上されています。そこで次の2点を伺います。

1、観光コンテンツ化するための施策について。広葉樹のまちづくりという独自の社会システムとはどういうことか、またこのシステムをコンテンツ化するには具体的にどういうことを目指しているのかを伺います。

2、国の採択事業の概要と見込みについて。予算の説明では、国の補助事業の採択の見込みと述べられましたが、その事業の概要と見込みを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔理事兼商工観光部長 森田雄一郎 登壇〕

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

広葉樹のまちづくりについての御質問をいただきました。1点目の、観光コンテンツ化するための施策についてお答えいたします。

まず、独自の社会システムにつきましては、森林率94%という広大な森林の約7割を占める豊かな広葉樹資源を背景に、従来は安価なチップや燃料にしかならなかった小径木や曲がり木にデザインと技術で新たな命を吹き込むとともに、伐採から製材、加工、販売までを地域内で完結させることで、高いトレーサビリティと地域に新たな経済循環を創出する広葉樹のまちづくりそのものを指しております。

次に、こうしたシステムの観光コンテンツ化につきましては、広葉樹のまちづくりを林業・木材産業としてだけ捉えるのではなく、森、貯木場、製材所、木工房を巡って、森にある広葉樹がプロダクトに変わるまでの物語を観光コンテンツとして捉え、旅行商品化することを指しております。こうしたコンテンツは「ホンモノ体験」や「サステイナビリティへの貢献」というニーズが高い、特に欧米豪の知的富裕層のニーズにも合致していると考えております。また、コンテンツ造成に合わせ、飛騨地域で活動する通訳案内士や市内の民間ガイド等を対象に、広葉樹の知識や商品化までの流れを欧米豪の価値観に響くように伝えるためのガイド養成講座を実施することとしております。現在、飛騨市にお越しになるインバウンドは、近隣観光地からの立ち寄りがその大半を占めておりますけれど、これらの取組により、宿泊も併せた目的地となることを目指してまいります。

次に、2点目の国の採択事業の概要と見込みについてお答えいたします。今回の観光庁事業、観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業は、インバウンドを地方に誘客することで、国内における観光需要の平準化と分散化を目的とするものです。本事業につきましては、

既に採択の通知を受けておりまして、現在、事業開始に向けた準備を進めております。具体的には、交付決定が発出され次第、市内民間事業者と連携しながら、広葉樹のまちづくりを体験する高付加価値な滞在プログラム確立に向けた事業を展開し、冬期や初夏の閑散期における宿泊需要の底上げと、年間を通じた需要の平準化に取り組んでまいります。

〔理事兼商工観光部長 森田雄一郎 着席〕

○7番（森要）

詳しく説明していただきましてありがとうございます。今まで取り組んできた広葉樹のことに對して、これを商品化するという事で伺いました。通訳案内士とかガイド養成、非常に魅力があると思っております。市内を見ておりますと、ツアーガイドを連れてやっているところもありますし、そういうのを連れずに自由に飛騨市を回っていると思うところがよく見受けられます。こんなところに魅力があるんだなっていうことを最近思っているんですが、ぜひそれを商品化できるように、また、海外の方々にも発信するといったことも期待しておりますので、ぜひお願いしたいと思います。もう既に国の採択がされたということは非常にすごいなということを思っています。多分これは委託料だと思いますが、こういうものにお金をかけてどうなのかっていうことを思いましたけれども、それが実施なされてできることを思っています。

もう1つ、先ほど言いました木材生産業者とかいろいろなことを絡めていくということがありましたけれども、今後やっていくためには、そういった協力が必要だと思っているんですけども、そういったことも踏まえた計画を作るということで考えてよろしいでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

議員もよく御承知のとおり、広葉樹の関係の部分には様々な事業者が関わってくださっています。森から木を伐採して、それを乾燥させるために貯木したり、それを製材する、その次にデザインとかでプロダクトになっていく、その一つ一つの過程に様々な事業者さんが絡んでいらっしゃいます。今回のこのツアー造成というか観光コンテンツ化というのは、川上から川下まで全て観光コンテンツ化するわけですので、このインバウンドの方に体感をしていただくというところなんです。宿泊の場所も含めて、例えば広葉樹を活用された宿に泊まっていただくということになりますので、今まである意味収益化する部分はプロダクトの部分だけだったかもしれませんが、観光コンテンツ化することによってそれぞれの部分で収益化も図っていくといったような、次のステップというか、そういった取組であるということを御認識いただければと思います。

○7番（森要）

大変魅力的なものだと思っております。期待しておりますのでまたよろしく願いいたします。以上で終わります。

〔7番 森要 着席〕